

第 1 回愛知県障害者自立支援協議会（7/20 開催）における意見の概要と対応案について

質問 番号	章 番号	意見の概要	対応案
27	第4章	<p>地域生活移行に関して、これまでグループホームの整備促進を進めた結果、施設数等は着実に増加した一方で、地域生活移行者については増加していない現状がある。私の仮説では、家庭からグループホームに移行した人が多く、施設からグループホームに移行した人は少ないのではないかと考えている。地域生活移行推進部会として、これから取り組んでいく重要な課題は、施設から地域への移行をいかに促進していくのかということである。今回行われたニーズ調査を踏まえて、ぜひ分析していただいて、取り組んでいただければと思う。（高橋会長）</p> <p><関連></p> <p>誰がどう移行したのかということについて、分析をしていただければと思う。（高橋会長）</p>	<p>御指摘いただいた視点を踏まえ、ニーズ調査の評価・分析を行うとともに、地域生活移行推進部会とも連携し、計画の策定を進めていくこととしたい。</p>
28	第4章	<p>地域生活移行に関して、キーパーソンである保護者、家族から反対が多いと思う。本人の不安と家族の不安と、そして地域の必要な社会資源の整備が遅れていることが地域生活への移行が進まない要因と考えられると思うので、そういった視点を踏まえて、もう少し踏み込んで検討していただければと思う。（高橋会長）</p> <p><関連></p> <p>地域で障害のある方と家族を支えるためには、「暮らしに必要なサービスの整備」、「地域の組織化」、「人材の育成」という3つの柱が必要である。（高橋会長）</p>	<p>御指摘いただいた視点を踏まえ、ニーズ調査の評価・分析を行うとともに、地域生活移行推進部会とも連携し、計画の策定を進めていくこととしたい。</p>

質問 番号	章 番号	意見の概要	対応案
29	第4章	<p>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関して、成果目標の(1)、(2)に圏域や市町村ごとの関係者による協議の場を設置するよう、国の基本指針で示されているが、市町村から、これ以上協議の場を増やさないと悲鳴のような声を聞いている。人材が限られている中、県として、この点についてどのように考えているのか。また、これを設置したことにより、何が変わるのか、本当に長期在院患者が減ると考えているのか、教えていただきたい。(手嶋委員)</p> <p><関連></p> <p>国の基本指針において、成果目標として「障害保健福祉圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」、「県単位の協議の場として「地域移行・地域定着支援連携推進会議等の設置」が示されているが、各事業所は、限られたスタッフの中で利用者や患者に対してサービスを提供しているため、さらに会議への出席機会が増えると、現場での活動やサービスへの時間が削られてしまい、サービスの低下が予想される。既存の会議(各市町村や県の既存の会議の部会内など)の中で行われることを期待します。(坪井委員(後日書面にて))</p>	<p>御指摘のとおり、こうした協議の場については、各市町村に、地域自立支援協議会など様々な形で既に存在しているので、新規設置に限定することなく、既存のものの活用も検討していただきながら、地域の実情に応じて、協議の場を設けていただきたいと考えている。</p> <p>また、精神障害のある人への支援については、福祉と保健・医療の連携がより重要であるので、こうした協議の場の設置を通じて、長期在院患者の減少につなげていきたいと考えている。</p>
30	第4章	<p>障害児支援に関して、各市町村において、「子ども子育て支援計画」が策定されているが、障害(児)福祉計画と違う部署で策定していることも多く、その計画との関係性や、その計画の要素をどのように障害(児)福祉計画に刷り込ませていくかとても悩んでいると聞いているので、そういった質問があった際には、ぜひ県としてアドバイスしていただきたい。(手嶋委員)</p>	<p>県レベルでは、子ども子育て支援計画を所管する子育て支援課と連携しながら、障害児福祉計画の部分を策定していくこととしており、各市町村に対しては、それぞれが所管する会議等の場を通じて、適宜情報提供等に努めていきたい。</p>

質問 番号	章 番号	意見の概要	対応案
3 1	第 8 章	第 8 章の 1 「障害のある人の権利擁護」の中の (5) について、日常生活自立支援事業という文言を入れていただけないか。(手嶋委員)	御意見を踏まえ、素案の作成に当たり、計画への記載を検討したい。
3 2	—	障害児福祉計画を障害福祉計画と一体型で策定するという一方で、第 2 章の 2 「計画の基本的考え方」に障害児支援のことが記載されているが、中身を見ると、放課後等デイサービスの事業所を確保するなどの福祉サービスのことしか書かれていない。県の特別支援教育推進計画との整合性を図りながら、教育のことをもっと記載して、福祉と教育が連携しながら、子どもの支援をしていくことについて明記した方が良いのではないか。(玉木委員)	障害者基本法に基づく本県の障害者計画に位置付けている「あいち健康福祉ビジョン 2020」においては、教育で 1 つの柱を設け、教育と福祉が連携して取組を進めているところである。一方、障害(児)福祉計画については、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る計画であるため、教育との連携についての記載が限られているが、教育との連携した取組は不可欠であるため、素案作成に当たって、可能な限り記載していくこととしたい。